

岩手県告示第756号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県北広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成29年10月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 二戸郡一戸町（一部）
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年10月13日から同年12月27日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）